

05 法務省(特区検討要請)

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1013010	民間施設に設置した自動交付機からの戸籍記録事項証明書の発行	既に住民票の写し等の証明書自動交付サービスを行っている民間施設において、戸籍記録事項証明書の発行も可能とする。具体的には、民間施設に設置した自動交付機からの住基カードによる戸籍記録事項証明書を発行 民間による自動交付機のトラブル時の運用監視 自動交付機は簡易なパネルで囲い、ブース(施錠やドア付)を設置しない 市の窓口業務時間外における、死亡等の戸籍届出の民間委託業者(警備会社)による受領を可能とするように規制を緩和する。 ～ は住民票の写し等のサービスにおいて既に実施済み	平成15年8月に「街なか行政サービス拡大特区」の認定を受け、民間施設において住民票の写し、印鑑登録証明書及び税証明(所得・課税)の自動交付サービスを実現しており、新たに戸籍記録事項証明書を追加するもの。 この戸籍記録事項証明書は、住民票の写し(「本籍」「筆頭者」の戸籍情報が出力される)等と同じように発行件数が多く、住民から見た場合に一方のサービスが提供できないのは、一般的には理解しづらい。 事業の効果としては、住民サービスの向上、行政窓口事務の軽減、市街地の活性化及び住民基本台帳カードの普及である。	平成16年5月から新潟地方法務局と協議してきたが、いまだ認可されない 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案」による特例の施行時期が不明確で、実施時期までには期間を要することが予想される 上記の特例施行後も本提案内容が認可されるか不明確 既に市町村合併時の戸籍電算統合時に戸籍記録事項証明書の自動交付システムも開発済みであり、早期のサービス開始を実現したい 既に同様の内容で平成15年11月より民間施設において住民票の写しや印鑑登録証明書の交付実績があるが、個人情報に係るトラブルは全く無い 民間委託する事務は例外的な自動交付機内の紙詰まり時の証明書の一時預りとのサービスセンターでの戸籍届出書の一時預りであり、セキュリティ対策を施すことにより戸籍に係る個人情報の保護は十分行える 現行の規制内容が電子政府、小さな政府の実現、中心市街地活性化の施策と相反するものと考えられる	新潟県	三条市	法務省
1015010	神奈川県内平塚市、大磯町、二宮町(平塚保健福祉事務所管内)における精神障害者の社会的入院者の、退院促進および自立支援するため国有財産を活用する提案	遊休(空き)国有財産の活用による社会福祉法人への払い下げまたは無償貸与によりグループホーム運営を図る。もって精神障害者の社会的入院者および家族からの自立を促進する。	平塚市内にある法務省の職員宿舎・土地および国土交通省の土地・職員宿舎、厚生労働省の雇用促進住宅(i職員宿舎)を無償等で借受してグループホームを運営し、社会的入院者の退院促進や精神障害者の自立促進を図る。	社会的入院を続ける人や家族と同居している人も、生活面で自立をしたくとも住宅のないところが問題である。外国での社会復帰成功事例などを見ても個人個人が精神的にも物理的にも自立するためにも家族とは別な住居を確保することが必須要件である。	神奈川県	社会福祉法人アルタイル	法務省 財務省 国土交通省 厚生労働省
1015030	神奈川県内平塚市、大磯町、二宮町(平塚保健福祉事務所管内)における精神障害者の社会的入院者の、退院促進および自立支援するため、民法および生活保護法の扶養義務を停止もしくは廃止する。	民法および生活保護法の「扶養義務」を一定緩和もしくは停止、廃止して、家族との関係に距離をおき、障害者個人の物心双方の自立を図る	民法および生活保護法の「扶養義務」を一定緩和もしくは停止、廃止して、世帯単位でなく、擬制世帯として認定をするほうが本人の自主性を引き出せることが多くの現場で見られるので家族との関係に距離をおき、障害者個人、個人の物心双方の自立を図る	わが国における家族内の相互扶養は、重要な家族の絆作りである。例えば、病気になる一時的に扶養保護することは大切であるし、障害者を可能な範囲内で扶養することは重要である。しかし精神障害者の場合、しばしばあまりにも長く「家族が「義務」として」扶養し続けることは、この間、医療費を長期間支払う家族にとっては高齢化による心身の衰えや所得の減収などを来し、むしろ過重な負担となり、仮に治療で状態改善が図られても、逆に患者、障害者に大きな物心両面の負担となってきた大いなる桎梏となっている。社会的入院患者や地域の障害者が自立を図る上で、一旦、民法および生活保護法の扶養義務認定をはずし個人単位で収入認定をし退院促進や自立の意欲を再生するほうが効果的であることは精神医療や心理療法面双方から指摘されているので実施したい。	神奈川県	社会福祉法人アルタイル	法務省 厚生労働省

05 法務省(特区検討要請)

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1034010	フィリピン看護師及び介護士受入元認定を民間人材派遣業者へ付与	1)要望事項管理番号(50900001)及びフィリピンとのEPA交渉の合意内容から、フィリピン看護師及び介護士受入元認定を行う事が決定済みであるが、要望事項管理番号(50900001)の回答内容から一歩進み、フィリピン看護師及び介護士の受入元として公的機関だけではなく、認定を受けた民間の人材派遣業者にも認めること提案する。 2)フィリピンとのEPA交渉は大筋合意ではあるが、未締結であるため、具体的な受入プログラムは未決定であると思われる。いつまでに、具体的な内容が決定するのか、回答願いたい。	フィリピン看護師・介護士の日本国内における人材派遣事業	1)平成16年11月にフィリピンとのEPA交渉が大筋合意となったことを受け、フィリピンから看護・介護の専門的知識・技術を持った人材を効率的に且つ、安全に受け入れるシステムが望まれる。現在、そのシステムの構築について検討中であると思うが、日本国内における日本の国家資格取得のための研修及び、入国後のサポートをより効率的に行う為、またより安定的・効率的に人材の供給を行う為、民間の人材派遣事業者による運営が必要と考える。公的機関の許可制により、人材派遣業者を選定することで、常に安全性、信用性を維持することが可能である。 2)今後、フィリピンとのEPA交渉締結後、迅速にフィリピン看護師・介護士の受入を行うために、詳細な日程が必要と考える。	東京都	株式会社フレンドリーオーバーシーズサポート	法務省 外務省 厚生労働省
1060010	製造業における一般労働者としての外国人労働者の参入規制の緩和	現行の出入国管理及び難民認定法では、専門的・技術的外国人労働者の受け入れに関しては積極的に推進しているが、いわゆる外国人単純労働者を受け入れるための在留資格は設けていない。この外国人単純労働者の在留資格を設けて頂きたい。	大分臨海工業地帯において、大型工場施設を建設する。当該工業地帯は経済発展の著しい中国を始めとするアジア諸国市場に近接しており、用地造成も完了している。当該用地には大型タンカーが接岸可能であり、大分空港まで70分、大分港(大分コンテナターミナル)まで2分と日本各地やアジア市場へのアクセスが容易である。既に鉄鋼、石油化学、電力分野等の工場が立地しており、重化学工業集積が進んでいる。また、電力や工業用水供給体制も整備されている。このように工業用地としての付加価値は非常に高い。この臨海工業地帯の中に未利用地が存在している。この工業団地の特性を最大限活かせる大型工場施設の建設を図る。	大分臨海工業地帯の地理、地形、設備的な優位性にもかかわらず、企業が新規工場建設候補地として中国を始めとするアジア諸国と比較した場合、労働力確保と人件費の面で躊躇する実態がある。大分は地方都市であり労働力人口が都市部ほど多くない上に、近年多数の企業が進出し、労働力の確保が困難になりつつある。また、多くのアジア諸国に比べいわゆる単純労働者の賃金は格段に高い。これらの課題を解決するため、一定の要件をクリアした場合に外国人単純労働者の受け入れを可能とする。 代替措置は別紙に記載。	大分県	大分県	警察庁 法務省 厚生労働省
1062010	外国人技能実習生制度の対象職種追加	外国人技能実習生の実習移行対象職種((財)国際研修協力機構による認定職種)に「高齢者介護」を追加する。	千葉市の友好都市である中国天津市及び呉江市から千葉市内の高齢者福祉施設に外国人研修及び技能実習生を受け入れる。高齢者福祉施設では、地域との交流機会が多く、様々な活動を通じ、中国友好都市との交流が発展し、経済的な活動の活性化が見込まれると思われる。このような人と人が直接ふれあえる機会を通して、国際交流の進展を図り、社会的、経済的効果を増大していく。	今後、急速に高齢化が進展する中国の友好都市より研修及び技能実習生を受け入れることにより、わが国の先進的な介護技術を習得し、中国における介護技術の向上に資する。2004年度、呉江市では60歳以上の高齢者率が17.63%、同天津市では14.7%と少子高齢化が顕著になっており、今後さらに深刻化することが見込まれる。千葉市の友好都市からも高齢者福祉施設のノウハウを教えてほしいとの要望がある。介護の分野の技術移転を図り、日中友好関係の発展に寄与することを目的とする。また、介護、地域とのコミュニケーションを通じ、交流活動を行い、友好関係の進展をめざす。	千葉県	千葉市花の旅団協会	法務省 外務省 厚生労働省

05 法務省(特区検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1080030	入出国規制の緩和エリアを 設置することによる国際観 光ルートの活性化と空港周 辺地域商業の発展(国際経 由空港)	空港に隣接した「特定のエリア」の中に、 様々な「アミューズメント施設」や「くつろ ぎ」、「日本文化」などの設えを整備し、そ のエリア内では經由客が限られた日数 (2～3泊程度)を仮出入国手続及びトラ ンジットビザなしで、手軽に宿泊滞在が できるように、出入国管理の規制を緩和 する。	このエリアは、「仮出入国手続」及び「トランジットビ ザ」が不要であるため、トランジット客が容易に日本 の特定エリア内でショッピングをはじめとする様々な 活動を通じ、時間の有効活用はもとより、商業活動の 活性化を目指す。この特定エリアを日本人にも条件 付で開放し、外国に旅行したような演出を提供し、購 買意欲等を駆り立てる。等の両面から商業等の活性 化に寄与する効果を期待するものである。 一方、売り上げにかかる消費税・所得税・ホテル税な どの税収効果も期待でき、行政としてもメリットがある と判断している。 このエリアは、あくまでも空港に隣接したものであり、 人工的に囲われた領域を考慮しており、「平成版長崎の 出島」と考えてもらいたい。 別紙説明図あり	誘致から大難産を乗り越えて我々千葉県成田にできた国際 空港。 現在、その空港という国家的インフラを地域にとって有効利用 するまでにはまだ至っていないのでは、との考えから「仮出入国 手続」及び「トランジットビザ」の規制緩和を行い、併せて特別商 業エリアの創設により、これらを取り巻く経済環境の活性化を目 指すものである。 このことにより、特に千葉県に国際空港があることで、県民に とって大きなメリットがあることへの再認識につながれば、との 思いも込められている。 なお、「特定のエリア」を利用する日本人に関しては、「許可」と 「チェック」、そして関税相当の「入場料」を課す必要があると考 える。 また、購入金額の上限を入場料金にリンクし、設定するような条 件も考えられる。	千葉県	社団法人日 本青年会議 所 関東地 区千葉ブロ ック協議会	警察庁 法務省
1084010	留学生アルバイト時間「28 時間/週」の廃止	現在規定されている留学生の労働時間 制限(週28時間)を廃止し、日本人の 一般学生と同様に週40時間労働を可能 とすることにより、働きながら学ぶ留 学生を支援する。	40時間/週のアルバイトの実現は、アジア留学生の 生活を安定化、不法就労等の誘惑から開放につなが り、国際交流の他の取組みとあわせれば留学生の暮 らしやすい環境を実現し、宇都宮市に多く留学生を呼 び込み国際交流を進めることが可能となる。宇都宮 市中心部に設置を想定している国際留学生センター (仮称)では規制緩和にあわせて、留学生支援の一環 としてアルバイトの斡旋、通訳派遣、中国の3年制大 学卒業生の日本4年生大学の留学支援、地域大学へ の留学生の斡旋等を行うことを想定しており、これに より宇都宮市の人的レベルでの国際化を進めること を目指す。国際留学生センター(仮称)については別 紙参考資料参照。	アジアからの留学生は、裕福層から一般層へ学生の質が変化 しつつあり、一般層では本国以外で比較的学費の安い日本へ の留学が大学教育を受ける数少ない機会となっている。そのた め働きつつ学ぶ以外の選択肢はなく、アルバイト時間規制によ り日本での大学教育を切望しつつもその実現が一層困難となっ ている。現状規制により、留学生の経済的安定の確保は難し く、規制がむしろ不法就労を促している側面もある。特に、留 学生の7割を占めている中国からの留学生がその影響を非常 に強く受けている。国際交流の基礎は人的交流であるため、本 提案では国際交流の実現を宇都宮のまちづくり戦略の一つとし て捉え、留学生の受け入れ窓口・運営管理を行う、国際交流セ ンター(仮称)を主体として規定し、アルバイトの斡旋、地元大学 での受け入れ等の仕組みとあわせて規制緩和を行うことによ り、留学目的の学生を選別し、将来の国際交流のための高質 な人材確保を目指す。	栃木県	個人	法務省

05 法務省(特区検討要請)

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1087010	外国人労働者(介護士)の在留資格要件に関する規制緩和 外国人労働者(介護職)の雇用・受け入れに関する規制緩和、特例措置	介護の分野において、外国人労働者に対しての在留資格の規制を緩和したい。現状の在留資格要件のなかでは介護分野は該当していない。また、医療の中に介護士要件もない。在留資格要件を緩和するか特例措置により、介護現場にて介護福祉士の国家資格だけでなくホームヘルパー2級以上の取得により就労可能にする。	介護の現場において外国人労働者を雇用可能にする。具体的には、現状一部しか許可のされていない海外からの介護士受け入れをよりたやすくする。海外の派遣機関(公的なものが望ましい)から日本の介護現場で働きたいという外国人に対して、最低限の日本語の勉強とホームヘルパー2級以上の講座を受講させ資格を取得することによって日本国内の在留資格・就労資格を得ることが出来るようにする。国際交流・貢献、少子高齢化における労働者の確保、今後の介護産業の輸出にも対応できる。	提案理由は今後も進む少子高齢化社会に対応出来る労働者の確保、国際交流・貢献、アジアの高齢化に対して介護産業を輸出するための礎ということが挙げられる。基本的には介護士の受け入れ自体が認められていないが、特例措置としては、2004年の日本・フィリピン間のFTA協定がある。しかし、現状のFTA協定の内容では非常に狭き門であり、介護士を育成するのに時間とコストが多にかかるものになっている。この場合当初、在留資格が4年であるがその間に国家資格の取得、日本語をマスターする必要がある。また、その資格者も4年制大学の出身者もしくは看護師というような条件付きでかつ年間100名というようになっている。つまり時間・コストを含めて制約条件が多い特例措置になっており、現場においては殆ど運用が出来ない特例措置である。この要件を緩和することによって運用度の高いものにし、諸国から介護士を受け入れる体制を整える。	埼玉県	社会福祉法人元氣村	法務省 外務省 厚生労働省
1088010	再入国許可申請の手続きの緩和等について	外国人研究者に係る再入国許可申請を、入国審査後、速やかに手続きが行えるようにするとともに、外国人研究者の再入国許可の有効期間の上限について、個別の延長申請を行うことで、5年への延長を認める。	本市にある理化学研究所や進出企業等の外国人研究者は、学会等への参加のため出入国する機会が多く、また、共同研究の場合、急遽出国するケースも多々あり、再入国手続きを行う十分な時間もない状況にある。そこで、再入国の許可申請手続きを緩和して、入国審査の後に速やかに手続きができるようにすることで手続きを一元化し、負担を軽減する。また、現行の数次再入国許可の有効期間は3年間であるが、外国人研究者の多くは5年の在留資格を取得している。そこで、受入機関から延長が必要であることを証する資料の添付があれば、5年への延長を個別に判断する。	国内外の優秀な研究者の確保は、クラスターの成長を左右する重要な要因の一つである。優秀な外国人研究者の入国を促進させる場合、研究環境もさることながら、研究を支える暮らしやすい生活環境の確保が重要な要素となる。研究上の必要から急遽出国する場合等の手続きがスムーズになるように緩和措置を設けるとともに、数次再入国の有効期間を延長させることで、外国人研究者が本来の研究活動に専念できる環境を整え、クラスターとしての魅力を一層アップさせる。	兵庫県	神戸市	法務省
1090010	「公共コンビニ」での窓口業務の実施	現行法では守秘義務の適用ができない民間事業者(コンビニエンスストア)に対して、市庁舎併設の店舗における窓口サービスにおいて、その従事者に守秘義務、みなし公務員としての服務の一部を課すことを可能とする。	市庁舎の一部にコンビニエンスストアを併設して民間事業者との委託等の関係により窓口業務(諸証明の受付発行等)を行う。市民の利便性向上を目的に閉庁時間に多くの公共サービスを庁舎併設空間で行えるようにする。具体的には店舗窓口が諸証明の申請を預かりして、翌日市が発行して申請者希望の時間帯に再び送達して交付を行う。今後は多くの業務の展開を検討してい。この際に委託等の関係にある民間事業者に守秘義務の適用を課すものである。	市役所の使いやすさ便利さを見直し、同時に収益的効果も図るべく「公共コンビニ」の開設を検討している。庁舎の一部に設置することで、サービス力を補完し合い高めることをねらう。民間の蓄積したスキルを活用してより市民満足度の高い公共サービスの提供を行うことを目指している。公共サービスをニーズの多様性に応じて提供するため、限定した「公共コンビニ」の条件下で行えるようにする。「公共コンビニ」によって、民間も集客動機を創出し、公共空間の有効活用という行政改革との連動で互いに経済的な波及効果も期待できる。今後の高齢社会対応や防災非常時の市との協働的な対応力の向上等多面的な構想展開を行う。	愛知県	豊明市	総務省 法務省

05 法務省(特区検討要請)

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1094010	沖縄県に寄港する外航客船の乗客における入国審査の緩和	沖縄県内の開港に入港する外航クルーズ客船で沖縄出港後は外国へ向かう客船の入国及び出国審査を簡素化し滞在時間の多くを観光にあてる時間的余裕を持たせる	外航クルーズ客船が入港する際は事前に乗客名簿を入力する事が可能なので入港後は船側が責任を持って乗客全員の旅券を回収して一括で入国及び出国審査を行う。従来の対面審査に対してかなりの時間的制約が緩和され乗客の観光時間が最大限確保できる	現在の審査方法では乗客全員を対面して審査を行うため入国で約2時間、出国審査で1.5時間を要するためにせっかくの観光が時間的にかなり制約されているので乗客からのクレームが多発している。又、別添にもあるようにクルーズ客船の乗客が寄港地で消費する買い物等でかなりの経済波及効果があるため十分な滞在時間が望まれる。クルーズ客船の乗客は比較的裕福層が多いため過去の統計からしても不法上陸は無い。更にほとんどのクルーズ客船は乗客の入出管理をコンピューターで行っているため各乗客の船からの外出人数などが正確に把握できる。クルーズ客船の乗客は航空機と違い人数が多いため対面審査によると入国管理局職員の出動数も増えて負担増が懸念される。沖縄県は地理的に中国や台湾に近いクルーズ客船特区を設ける事で更なるクルーズ客船寄港地として誘致が可能となる。沖縄県の基幹産業である観光で外国人観光客入域増大にもつながる。	沖縄県	個人	警察庁 法務省
1098010	日本の看護師資格を取得している外国人看護師の在留資格の規制緩和	外国人看護師が医療の在留資格で看護師としての業務に従事しようとする場合、学校卒業後4年とされている研修期間を、平成18年3月30日公布の一部を改正する省令により、看護師資格の取得後7年以内と改正された。これに伴い、改正前に日本の看護師免許を取得した者に対してもこの改正省令の適用範囲を拡大し、遡って3年間の在留資格を与えるものとする。	日本とフィリピン政府間のFTA交渉において調整中である「フィリピン人看護師・介護士の受け入れ」構想を視野に入れ、看護師の資格取得者1名の受け入れを行う。受け入れを通じ、FTAモデルとして就労から日常生活上の諸問題を事前に評価し、これを公表一つの指標とする。既にフィリピン人雇用の実績のある社会福祉法人可部大文字会が受け入れ施設となり、外国人看護師・介護士の支援に取組んでいる内閣府認証の当該NPO法人が側面支援を行う。モデル事業として、受け入れを通じた地域活性化を当該地区の医療福祉人材の育成及び雇用の創出につなげる。これを以て広島地域における人的国際交流の契機とする。	日本人と同じ条件で国家資格を取得した外国人看護師の水準には遜色がない。省令が改正されたが、現行では規制があり、就労機会の公平性を妨げている。相当の努力を費やして日本の看護師資格を取得した外国人(フィリピン人)は希少価値ゆえ、この能力を活かす機会を与えるべきであり、我が国においても将来を見据えて受け入れるべきである。受け入れを通じ、地域のFTAモデルとして就労から日常生活上の諸問題を事前に評価し、改善しながら発展させてゆくことが可能となる。視察研修の拠点として活用することにより、他団体との交流が一層促進され、地域との連携及び活性化を図ることができる。	広島県	社会福祉法人可部大文字会、NPO法人高齢者医療福祉協会	法務省 外務省 厚生労働省
1107010	土地の区分所有	1971年に土地改良法第95条3項の認可を得てスタートし、1979年に予定の水没防止のための盛土工事が完成したにもかかわらず一部関係者の賛成が得られず事業全体が頓挫しているJR上野原駅南口土地改良事業の対象面積(12817坪)を1棟の超高層マンションに、個々の地権者の事業開始前の地籍に応じて割り当てられるJR上野原駅南口駅前駐車区画を区分所有されるマンションの個々の居室と見なして、土地の区分所有を特区として認定し、権利関係を合理化し、事業の進捗をはかる	当該土地改良事業着手以前の地権者の地積を盛土後の駐車場区画の数で表示し、土地の資産価値を駐車場からの現金収入の形で年金化することによって、地権者に、先祖伝来の土地が収用されることがない、継続的現金収入が保障されるというメリットを与えて区画整理事業への賛意を取り付ける。これを受けて行政が、既成事実化の進行の中で複雑化した利害関係を調整し、土地買収に要する時間と費用を抜本的に削減して、膠着状態にあるJR上野原駅南口の整備を進め、バスターミナル、公営駐車場、エスカレーター・エレベーターの設置を進め、市民生活の便利性の向上と地域活性化の突破口を開く。	道が狭く、坂が多く、平坦地が僅少という河岸段丘特有の生活に不便な地勢の上野原市のJR上野原駅南口には12817坪もの土地が土地改良事業参加者の全員の同意が得られないために35年間も放置され、今も打開の目途が立っていない。所定の手続きを踏んで土地を収用するのが事態打開の正攻法であるが、マンションに認められている区分所有を「上野原という河岸段丘特有の生活に不利な地勢の下、首都圏への活力の吸引と少子化・高齢化に見舞われている上野原に限って特区として認める」ことは地域活性化のための最大かつ緊要の課題である。本件は憲法に保障された財産権を公共目的の観点から合理化するための新しい手法である。	山梨県	山梨産業情報交流ネットワーク 構造改革特区・地域再生研究会	法務省 農林水産省

05 法務省(特区検討要請)

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1108010	外国人研究者の永住許可要件の緩和	外国人研究者の永住許可要件を在留実績5年以上から3年以上に短縮する措置	我が国への貢献が認められる外国人研究者で永住を希望される者に対し、永住許可要件を在留実績5年以上から3年以上に短縮することにより、関西文化学術研究都市をはじめとする現在特区認定がされている学術研究拠点等において、それぞれの研究分野における優れた外国人研究者の早期集積と定着化を図り、国際的知的求心力のある「国際研究開発拠点」を形成し、国際的な競争力のある技術革新のための「地の集積」と「知の活用」のスピードアップと継続化等を図る。	501～503の全国展開に伴い、504,505は消滅する。しかしながら、関西文化学術研究都市をはじめとする現在特区認定がされている学術研究拠点等において強化する研究開発分野においては、最先端の研究に取り組む研究者を世界からいち早く確保していく必要があり、外国人研究者が安心して事業化までを見通した研究開発を行うには、在留資格の緩和や期間の延長などが求められるため。	京都府、大阪府、奈良県	京都府、大阪府、奈良県	法務省
1133030	特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業の適用拡大	特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業は、他の特定事業とあわせて実施されるものであり、他の特定事業が全国展開され消滅した場合には、その措置が実施された日をもって、本事業は適用されなくなる。この規定を改正し、全国展開した事業(元特定事業)を特区計画に位置づけ、この事業を主たる事業として、引き続き従たる特定事業が適用されることとする。	現在、本県は「あいち・なごやモノづくり研究開発特区」を実施しており、特例措置501～503及び505を適用している。事業の実施主体においても、外国人研究者受入れ促進事業に伴って505を実施している。このため、外国人の永住許可弾力化事業における主たる事業として、従来特定事業であった事業(例えば、外国人研究者導入促進事業)を特区計画の地方公共団体が特に必要と認める事項に位置づけた場合に限り、対象とする。	特例措置501～503の全国展開により、外国人研究者受入れ促進事業が行いやすくなった反面、特例措置でなくなるため、従たる特例措置505の適用が受けられなくなる。全国展開されることにより、事業主体が不便になることは、規制改革の観点から望ましいことではない。特区計画で位置づけられているのであれば、引き続き永住許可における在留実績の5～3年の短縮が受けられることを希望する。 代替措置 評価委員会で505は全国展開はなじまないとされているが、当該特例措置を全国展開しなくても、全国展開した501～503等の特例措置を用いる場合においては特例を認めることとする。また、認定申請マニュアルでは、「特定事業またはその関連事業の遂行」の際はこの特例事業が用いることができることから、全国展開後の501～503の事業を特区計画の「9」に記入し、同等の効果が得られるようにする。 【別紙あり】	愛知県	愛知県	法務省
1108020	特定事業等に係る外国人の入国申請優先処理事業	外国人研究者又は当該外国人の家族が入国・在留する場合、審査を担当する入国管理局が他の案件と区別して優先的、迅速に処理する措置	上記事業の実施と併わせ、当該学術研究拠点等で研究・経営活動を行う外国人研究者等の入国・在留諸申請を優先的に処理することにより、関西学術研究都市をはじめとする現在特区認定がされている学術研究拠点等において、それぞれの研究分野における優れた外国人研究者の集積を図り、国際的知的求心力のある「国際研究開発拠点」を形成し、国際的な競争力のある技術革新のための「地の集積」と「知の活用」のスピードアップ等を図る。	501～503の全国展開に伴い、504,505は消滅する。しかしながら、関西文化学術研究都市をはじめとする現在特区認定がされている学術研究拠点等において強化する研究開発分野においては、最先端の研究に取り組む研究者を世界からいち早く確保していく必要があり、外国人研究者が安心して事業化までを見通した研究開発を行うには、在留資格の緩和や期間の延長などに伴う手続き等をスピーディに行う必要があるため。	京都府、大阪府、奈良県	京都府、大阪府、奈良県	法務省

05 法務省(特区検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するた めに必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1133020	特定事業等に係る外国人 の入国・在留諸申請優先処 理事業の適用拡大	特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業は、他の特定事業とあわせて実施されるものであり、他の特定事業が全国展開され消滅した場合には、その措置が実施された日をもって、本事業は適用されなくなる。この規定を改正し、全国展開した事業(元特定事業)を特区計画に位置づけ、この事業を主たる事業として、引き続き従たる特定事業が適用されることとする。	現在、本県は「あいち・なごやモノづくり研究開発特区」及び「国際自動車特区」を実施しており、特例措置501～503及び504を適用している。事業の実施主体において、外国人研究者受入れ促進事業に伴って実施している504は好評であり、ニーズが高い。このため、外国人の入国・在留諸申請優先処理事業における主たる事業として、従来特定事業であった事業(例えば、外国人研究者導入促進事業)を特区計画の地方公共団体が特に必要と認める事項に位置づけた場合に限り、対象とする。	特例措置501～503の全国展開により、外国人研究者受入れ促進事業が行いやすくなった反面、特例措置でなくなるため、従たる特例措置504の適用が受けられなくなる。全国展開されることにより、事業主体が不便になることは、規制改革の観点から望ましいことではない。特区計画で位置づけられているのであれば、引き続き優先処理が受けられるようにしていただきたい。 代替措置 評価委員会で504は全国展開はなじまないとされているが、当該特例措置を全国展開しなくても、全国展開した501～503等の特例措置を用いる場合においては特例を認めることとする。また、構造改革特区認定申請マニュアルでは、「特定事業またはその関連事業の遂行」の際はこの特例事業が用いることができるということから、全国展開後の501～503の事業を特区計画の「9」に記入することで、同等の効果が得られるようにする。 〔別紙あり〕	愛知県	愛知県	法務省
1122170	播州織産地における外国人 研修・技能実習(職種・織 布運転)の滞在期間の延長	諸外国の青年労働者等を一定期間、日本の産業界に受け入れて、産業上の技術、技能、知識等を修得してもらう仕組みとして、「外国人研修・技能実習制度」がある。 播州織産地では産地組合が織布運転の職種の研修生を受け入れているが、その期間を3年間から5年間に延長する。 在留資格「研修」(1年)+在留資格「特定活動(技能実習)」(最長2年) 在留資格「研修」(1年)+在留資格「特定活動(技能実習)」(最長4年)	播州織産地はわが国最大の先染め織物産地であるが、従業者の高齢化や後継者不足等から経営者は将来に希望が得られず、経営意欲を失い廃業する企業が後を絶たず、産地活力の低下が著しい。業界では新商品の開発や展示商談会を開催する等各種の対策を講じているが、若く意欲的な外国人研修生の産地企業への積極的な受け入れを促進し、企業の活性化、ひいては産地の活性化を図る。 (現在、協同組合播州織総合準備センターが受入機関となって、平成16年度から毎年度3名の中国人研修生を受け入れ、同センターが研修・実習を行っている。)	近年、播州織産地では、これまでのタペット織機からドビー織機、ジャカード織機等複雑な模様様の織れる高度な織機の導入が進んでおり、製織機械技術の修得には従来より多くの期間が必要となっている。 そのため、これまでの3年間(実習期間2年間)の期間では、これらの技術・技能を完全に修得するのは困難である。 一方、産地の活性化のためには、播州織産地の企業への受け入れは不可欠であるが、同産地の企業は家内労働に依存する零細企業が大半(従業員数5人以下の企業が9割以上)であり、研修生を受け入れるには、現在の3年間の期間ではコスト負担が大きすぎ、研修生の受け入れが進まない主因となっている。 研修生の送り元企業(中国の企業)から高品質の織物づくりを目指すため、職場のリーダーとしてある程度、織布工程全般を管理できる人材を養成したいという要望があるが、そのためには3年間の期間での養成は難しい。	兵庫県	兵庫県	法務省 厚生労働省

05 法務省(特区検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1133010	外国人研修生(技能実習生)の在留期間の延長	途上国の労働者の技術・技能習得を支援する仕組みである「外国人研修・技能実習制度」は、在留期間が最大3年間(研修1年、技能実習2年)までと決められている。この在留期間を、技能検定3級取得を前提として、高度技能を習得することを目的にさらに2年延長し、計5年の滞在を可能にする。	「高度技能修得支援特区」 現在、外国人研修・技能実習制度で計3年の在留が認められているが、これを、技能検定3級取得者を対象に2年延長して最高5年までの滞在を可能にする。日本一を誇る本県のモノづくり産業の人的・物的資源を活かし、外国人技能実習生の高度技能習得を図るとともに、本県とアジア諸地域との経済パートナーシップ構築のインセンティブの一つとして活用する。	本制度では技能実習終了時に技能検定3級の取得が目標となっているが、実際にはほとんど受検されておらず、現在厚生労働省で策定中の第8次職業能力開発計画においても外国人研修・技能実習生の成果の検証とさらに高度な技能の習得の必要性が指摘されている。 本提案は、技能検定3級を技能実習延長の要件とすることで技能検定取得を促進するとともに、日本一のモノづくりの集積地である本県の物的・人的資源を活かして、高度な技能習得を支援するものである。 本県では、中国をはじめアジア地域に996企業・1,589拠点が進出しており、アジアとの経済的結び付きが強まっている。また、県では、アジアの諸地域と貿易・投資・人材育成など幅広い分野でインセンティブを与えあい相互に発展していく経済パートナーシップの構築を政策の指針の一つとして掲げており、本提案もそのインセンティブの一つとしての活用を期待しているものである。	愛知県	愛知県	法務省 厚生労働省
1125010	在留資格「特定活動」として許容される活動を拡充し、外国人の扶養を受け同居するものであって、自己の収入を得て生活することができない親及び外国人の扶養を受ける配偶者の親(以下「親等」という)が行う日常的な活動を「特定活動」に追加	外国・外資系企業の経営者や従業員が親等を扶養し同居が必要な場合に、親等が在留資格「特定活動」で入国できるようにする。 具体的には、外国人(「投資・経営」、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」)の在留資格を有する者に限る)の扶養を受け同居するものであって、自己の収入を得て生活することができない親等が行う日常的な活動を「特定活動」として許容される活動に加える。	外国・外資系企業が日本に立地及び定着を目指す場合、外国人経営者または従業員の安定的・継続的な生活環境の確保が重要なポイントの一つである。 そこで、自己で収入を得て生活することができない親等を、外国人の在留資格に応じた期間安心して扶養し一緒に暮らせるように措置するため、一定の条件下、親等の活動を在留資格「特定活動」として許容される活動に指定することにより、対内投資の促進及び外国・外資系企業の立地促進を図り、国内既存産業の活性化・高度化、新産業の創出、雇用の確保の推進を図る。	提案理由： 外国・外資系企業の立地促進により国内既存産業の活性化・高度化、新産業の創出、雇用の確保を推進するためには、外国人経営者または従業員が安定的・継続的に家族と一緒に生活できる環境が必要である。 これらの外国人には、自己で収入を得て生活することができない親等と一緒に生活する必要がある者もあり、親等も含めた家族の生活環境の確保を図ることが重要である。 この特例措置により、対日投資を積極的に推進している自治体として、外国・外資系企業の進出をサポートするワンストップサービスの提供や財政的優遇措置に加え、ベストな生活環境をも提供し、より一層魅力的な投資先とし、外国からの投資を獲得していくことにつなげていく。 代替措置： 特例の対象となる地域は、税の減免・補助金・低利融資などのインセンティブを設けており、自治体が特に対内投資を促進する地域として指定していること。	兵庫県	兵庫県、神戸市	法務省

05 法務省(特区検討要請)

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1126010	再入国許可申請手続きの緩和	再入国許可申請の有効期間は通常3年であるが、外国人研究者の場合、特例措置501～503により在留期間が最大5年に延長されていることから、再入国許可申請時に「再入国許可の有効期間の延長」を可能とする。なお、申請時に有効期間の延長を希望する場合は、受入機関より再入国許可申請の延長が必要であることを証する資料を提出することで、当該有効期間の延長(最大在留期間まで)を個別に判断するものとする。 また、外国人研究者に係る再入国手続について、日本への入国審査後あわせて当該申請を可能とする。	大型放射光施設SPRing-8等における外国人研究者の受入れ促進事業 世界最大の大型放射光施設SPRing-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。(特例措置:501～503、504) さらに再入国許可申請の見直しにより外国人研究者の研究環境を整えることで、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。	播磨科学公園都市では外国人研究者が特区の特例措置を活用し、最大5年間の在留期間を利用して研究プロジェクト等に参加している。研究内容によっては海外の研究機関や学会等への出張も多く、頻繁に再入国を繰り返すが、再入国許可申請ではその有効期間は通常最大3年であり、在留期間中に再度申請を行わなければならない。 「特定研究活動」の場合、在留期間と再入国許可の有効期間に差があること、また申請にあたり手数料等も発生することから、再入国許可の延長を行うことにより研究者の負担を軽減したい。 なお、再入国許可申請時に有効期間の延長を希望する場合は、延長が必要であることを証する資料(受入機関からの在籍証明、必要性を示す資料等)をあわせて提出することで、個別に判断するものとする。 また、外国人研究者は在留期間中、再入国を繰り返すことが多いことから、入国審査後あわせて当該申請を可能とする。	兵庫県	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	法務省
1126020	外国人研究者の配偶者に対する就労制限(週28時間以内)の緩和	「特定家族滞在活動」の在留資格に該当する外国人研究者の配偶者は、就労する場合、資格外活動許可申請を行えば就労可能であるが、その就労時間に制限(週28時間以内)がある。そこで、「特定家族滞在活動」の在留資格を持つ配偶者については、就労時間の制限を週40時間まで(現行:外国人留学生の長期休暇期間、インターシップ活動期間等)に緩和したい。 なお、就労制限の緩和を行うにあたっては、申請の際に事業主体よりその必要性に関する資料をあわせて提出し、個別に判断を行うものとする。	大型放射光施設SPRing-8等における外国人研究者の受入れ促進事業 世界最大の大型放射光施設SPRing-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。(特例措置:501～503、504) さらに外国人研究者の配偶者の就労制限を緩和し、社会活動への積極的な参加を可能とすることで、家族での滞在がしやすくなり、より魅力的な研究環境の提供が可能となる。 これにより、優秀な人材の集積を図り、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。	播磨科学公園都市では外国人研究者が特区の特例措置を活用し、最大5年間の在留期間を利用して研究プロジェクト等に参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を望んでいるが、長期滞在のため家族も積極的な社会活動への参加を希望されており、日本の生活における障害となっている。 そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者についても、基本的に就労が認められていない「留学」の在留資格と同様、個別の判断により週40時間までの就労時間の緩和を図ることで積極的な社会活動への参加を可能とした。 なお、就労制限の緩和にあたっては、事業主体が就労時間の延長を求める場合にのみ限定し、その必要性に関する資料をあわせて提出する。	兵庫県	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	法務省

05 法務省(特区検討要請)

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1136010	環境優先の新生都市住宅地まちづくりモデル事業(「ご近所パワー」による政府未使用地利用開発「ご近所さん事業構想」)	練馬区では政府未使用地等未利用地が虫食い状態となっているが、地価が高価格である為、区民個人の購買意欲は減退しており、まちづくり・防災対策への足枷となっている。措置として、土地の権利を建ぺい率・容積率に分離、その分離した権利を明らかにするための登記制度の活用。土地:区民にPAや緑地専用用地として売却 平面利用している土地の容積率を空中権としてマンション等立替需要者に売却 土地(政府未使用地等)は入札を通じて優先順位を付け売却(近隣住民・周辺住民・区民・区一般)できるようにする。	練馬区は、「環境まちづくり事業本部の使命と取り組み」や「経営方針」に基づき、環境への配慮を基点にしたまちづくりを組織的に推進するため「環境まちづくり事業本部」を平成17年4月に立ち上げた。「環境清掃部」「都市整備部」「土木部」の3部、平成18年度からは「まちづくり調整担当部」が加わっている。当事業においては、都市部における狭小の虫食いの代物弁済の土地、点在する物納物件を、PAや緑地等に利用し、まちづくり、まちの景観づくりの拠点に、又、まちかどの防災の拠点等への利用を図り、これらを有効に利用することを目的とする。練馬区と併に、環境優先の新生都市住宅地まちづくりモデル事業提案を行う。(別様参照)	従来のまちづくりは、現行法の地区計画で行われている。最低10年はかかる覚悟が必要となる。しかし、現段階の都市部、練馬区における「まちづくり、まちの景観づくり、又、まちかどの防災の拠点づくり」は地区計画程度の狭いエリアでは解決出来ない課題をかかえている。高額な地価 細分化され続ける住宅地 老朽化した街区道路 住民の高齢化。練馬区は区民が快適に暮らせるように、みどり豊かで環境と共生する生活しやすいまちづくりを進めている。練馬区の調整権の基、練馬区全体の環境を保全しつつ、練馬区全域を1括りとして捉え、モデル事業としてスタートしなければ対応することが出来ない。(別様参照)	東京都	すずしる事業協同組合	法務省 財務省 国土交通省
1138030	外国人起業家特区	本邦において、「出入国管理及び難民認定法」に既定する「投資・経営」に従事する、いわゆる外国人起業家について、在留期間3年を5年に延長する。	当該地域で起業を行なう外国人について、在留期間を3年から5年に延長する。	わが国においては、開業・起業に係る環境乃至条件はさまざまな形で整備されてきているが、若者の減少によって起業する主体数に制約があるために、開業率が思うように伸びないといった実態がある。こうした現状を打破するためには、良質で意欲ある外国人起業家に対する優遇措置が必要である。本提案はその一環である。	東京都、 神奈川県	社団法人日本ニュービジネス協議会 連合会	法務省
1138120	刑務所の給食の民間委託に伴う受刑者労働の活用	刑務所での給食が民間に委託されつつある。しかし、従来は受刑者の教育の一環で受刑者が調理業務に従事していたが、民間委託に伴い、看守等への給食が受刑者労働ではなく、民間の調理者による提供になり、看守の支払う食事代金が高額化、また、受託側の経営も圧迫されつつある。受刑者の調理労働を活用する道を開いてほしい。	刑務所での給食が民間に委託されつつある。しかし、従来は受刑者の教育の一環で受刑者が調理業務に従事していたが、民間委託に伴い、看守等への給食が受刑者労働ではなく、民間の調理者による提供になり、看守の支払う食事代金が高額化、また、受託側の経営も圧迫されつつある。受刑者の調理労働を活用する道を開いてほしい。	刑務所での給食が民間に委託されつつある。しかし、従来は受刑者の教育の一環で受刑者が調理業務に従事していたが、民間委託に伴い、看守等への給食が受刑者労働ではなく、民間の調理者による提供になり、看守の支払う食事代金が高額化、また、受託側の経営も圧迫されつつある。受刑者の調理労働を活用する道を開いてほしい。	東京都	社団法人日本ニュービジネス協議会 連合会	法務省

05 法務省(特区検討要請)

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1146010	成年後見社会福祉協議会申立特区	現在、区市町村長に認められている法定後見の審判の申立権を区市町村の社会福祉協議会に拡大する。また、本人・配偶者・四親等内の親族の委任に基づき社会福祉協議会が親族等に代わり法定後見の申立をできるようにする。	「成年後見代理申立事業」を実施し、品川区社会福祉協議会が親族等に代わって法定後見申立の審判請求を家庭裁判所に行う。 品川区では、平成14年に品川区社会福祉協議会に「品川成年後見センター」を設置し、成年後見制度の普及・活用に努めてきており、当該協議会には申立権を拡大するにたる社会的資源・環境が整っている。 また、同センターにおいて、年間80～90人の親族申立に係る支援を行っており実務にも精通している。 さらに、法定後見申立権を当該協議会に拡大することで、行政の申立権のより効率的な運営が可能となる。	成年後見制度創設の平成12年から5年間の法定後見申立総数は、68,842人に過ぎず、当該制度の有効性、必要性が認識されているにもかかわらず利用件数は少ない状況にある。その原因として、利用の複雑さ、費用負担等が指摘されている。今後、認知症高齢者等が急増すると見込まれ、成年後見制度の早急な普及が必要である。 一方、法定後見申立は、原則として四親等内の親族等にしか認められておらず、かつ申立先が本人の居住する家庭裁判所に限定されているため、本人が認知症で親族が遠方に居住している場合、事実上申立が不可能な事案が数多く存在している。 なお、申立権の拡大を全国的に行った場合、申立の氾濫、不正・不適格な申立も想定されるが、申立権の拡大範囲を「区市町村の社会福祉協議会に限定する」、また「老人福祉法等に区市町村長が認めるものとの規定を設ける」という措置をとることにより適切な運用が可能である。	東京都	品川区、社会福祉法人品川区社会福祉協議会	法務省 厚生労働省
1160010	行政書士による商業・法人登記の実証実験	行政書士が受託した許認可に必要な商業・法人登記(付随業務)に関し、一定期間行政書士を代理人として行わせる。	京都地方法務局管内において、京都府行政書士会が推薦した行政書士が、自ら受託した許認可に関し、代理人として商業・法人登記を行うことを一定期間試験的に実施する。	規制改革・民間開放推進3ヶ年計画において商業・法人登記の行政書士への開放について「商業・法人登記の実態や国民のニーズを把握することが必要である」とされているが、今日に至るもその調査方法すら公表されていない。これらを把握する方法として、実証実験が最も迅速で且つ正確である。法的担保能力に関しては、行政書士にその資質が備わっていることは貴室から法務省への「再検討要請」の記載とおりである。尚、京都府行政書士会と立命館大学大学院は、修士履修科目として「新会社法」を中心とする「会社法」を設け、本年7月21日より開講する予定である。次に、京都における許認可の行政書士の受託率は高く(例えば建設業に関しては60%超)許認可に絡む商業・法人登記の必要性が高い。よって、京都地方法務局管内において行政書士による商業・法人登記の実証実験を求めるものである。	京都府	個人	法務省
2000010	商業・法人登記の業務を行政書士に開放	商業・法人の登記申請は現行において司法書士に与えられた業務であるが、その前提となる定款の認証は、公証人の業務であるが、公証人が席を置く公証人役場は、司法書士法第3条第1項第2号に言う法務局又は地方法務局に該当せず、行政書士法に言う官公署に属する。定款が電磁的記録であっても其の認証は公証人の業務であるが、法務省は告示をもって電子認証は司法書士もできるとの見解を示したが、かように行政書士の業務と司法書士の業務は定かでない。	商業・法人登記申請を行う国民の利便性を考慮すれば、その低廉性から来るワンストップサービス・ビスの効率性を十分に考慮する必要がある。	商業・法人登記申請の前提条件となる定款作成の業務は本来行政書士の業務であるが、利用者である国民の目から見れば、定款作成には申請業務の知識なくしては十分な定款は作成できず定款の作成知識なくしては申請業務に遺漏が発生する恐れのある充分にあると思っており、何故合理性の無い業務分担を維持する必要があるのか可哀しいと思っている。結果的に国民に余分な負担を負わせているものであり改善の必要は充分にある。		行政書士法人日本行政手続連絡協議会	法務省